

## 徳島県告示第六百一号

徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）第七条の規定により、令和七年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和七年十一月一日

徳島県知事　後藤田　正　純

### 一 試験の日時

#### 1 学科試験及び鑑別試験

令和八年一月一十九日（木曜日）午前十一時三十分から

#### 2 実技試験（鑑別試験を除く。）

令和八年一月二十九日（木曜日）午前十時十分から（第一グループ）

午後一時三十分から（第二グループ）

午後二時三十分から（第三グループ）

### 二 試験の場所

板野郡藍住町奥野字矢上前三一一　藍住町総合文化ホール

### 三 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地　徳島県生活環境部安全衛生課内　一般社団法人徳島県食品衛生協会

### 四 受験願書の受付期間

令和七年十一月二十一日（月曜日）から令和八年一月十五日（木曜日）まで（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月十五日までの消印があれば受け付ける。

### 五 受験願書の添付書類

写真（出願前六月以内に正面から撮影した無帽かつ無背景の上半身像で、縦三・センチメートル横二・四センチメートルのものであつて、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限る。）

### 六 受験手数料

一万五千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

### 七 受験願書の用紙の請求先

徳島市万代町一丁目一番地　徳島県生活環境部安全衛生課内　一般社団法人徳島県食品衛生協会

### 八 その他

この試験についての問合せは、徳島県生活環境部安全衛生課（電話〇八八六二二二二九）又は一般社団法人徳島県食品衛生協会（電話〇八八六二一三一九）へすること。